

補助金調書

補助金名	福岡市スポーツ推進委員協議会事業補助金			担当課 (連絡先)	市民局スポーツ推進部スポーツ推進課 (TEL 711-4657)
交付先	団体	福岡市スポーツ推進委員協議会	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	福岡市スポーツ推進委員協議会は、スポーツ基本法及び福岡市スポーツ推進委員規則に基づき、福岡市が委嘱したスポーツ推進委員が組織するものであり、生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進に取り組むことで、福岡市のスポーツ行政の一翼を担っている。当協議会が行う事業を補助することにより、福岡市のスポーツ振興施策の効果的な推進を図ることを目的としており、公募に馴染まないため。				
補助開始年度	昭和55	年度	経過年数	44	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	スポーツ推進委員の資質向上と活動の活性化を目的に、福岡市スポーツ推進委員協議会が計画・実施する研修事業等を対象とする。				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回
終期を延長する理由	市スポーツ推進委員協議会が実施する研修事業は、スポーツ推進委員の資質の向上及び活動の活性化を図ることができ、公益性があること、また、当面は補助金なしでは事業の実施が困難であることから、終期を延長するもの。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 1 補助対象経費 (1)福岡市スポーツ推進委員協議会が主催・共催する研修会、講演会等に係る開催経費及び負担金 (2)国、都道府県、福岡市、公益財団法人福岡市スポーツ協会、公益社団法人全国スポーツ推進委員連合、九州地区スポーツ推進委員協議会、福岡県スポーツ推進委員協議会が主催・共催する研修会、講演会等に係る参加経費及び参加負担金 (3)福岡市スポーツ推進委員協議会が作成する広報誌の編集・発行・配布に要する経費 (4)その他市長が上に掲げる事業開催に必要と認める経費 2 算定方法・考え方 必要経費を積み上げ算定している。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	(1) 件	1 件	1 件	
	3,500 千円	(3,500) 千円	1,014 千円	973 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	区別研修会、後期中央研修会等を開催し、スポーツ推進委員として必要な知識や技術を習得した。また、スポーツ推進委員だよりを発行し、各区体育館や公民館に配布することで、スポーツ推進委員の活動を地域へ広報した。				
補助金交付 による効果	地域のスポーツに関する細かなニーズを把握しているスポーツ推進委員自身が、研修等を企画・実施することにより、スポーツ推進委員の活動に必要な知識や技術を効果的に習得できている。近年はニュースポーツの普及や、高齢者の運動指導のための研修、子供のを積極的に実施するとともに、地域における指導を行っており、効果を上げている。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。